

## 社会福祉法人誠信会役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人誠信会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則でいう役員及び評議員等とは、定款第2章及び第4章に規定する、次に掲げるものをいう。

- (1) 役員とは、定款第16条で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者を常勤役員という。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 役員のうち、常勤役員以外の者を非常勤役員という。
- (4) 評議員とは、定款第6条で選任された者をいう。
- (5) 顧問とは、定款22条で規定した者をいう。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤役員には、報酬を支給しない。

- 2 評議員及び顧問には、報酬を支給しない。

### (報酬額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬額は、評議員会で決議する。

- 2 監事の報酬は、監査業務1日につき10,000円を支給することができる。

### (費用弁償)

第5条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表1により旅費等を支給することができる。

ただし、使用者及び被用者としての立場を有する常勤役員は、「社会福祉法人誠信会職員旅費規則」に準じて支給する。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 この法人が定款で定めた理事会、評議員会の旅費等は、別表1の通りとする。ただし、特別な理由によりこれにより難しい場合は、その都度理事長が定めた額とする。

(改正)

第6条 この規則改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規則は、平成17年3月26日から施行し、平成17年4月1日より実施する。

附 則

この規則は、平成25年10月25日から施行し、平成25年10月28日より実施する。

附 則

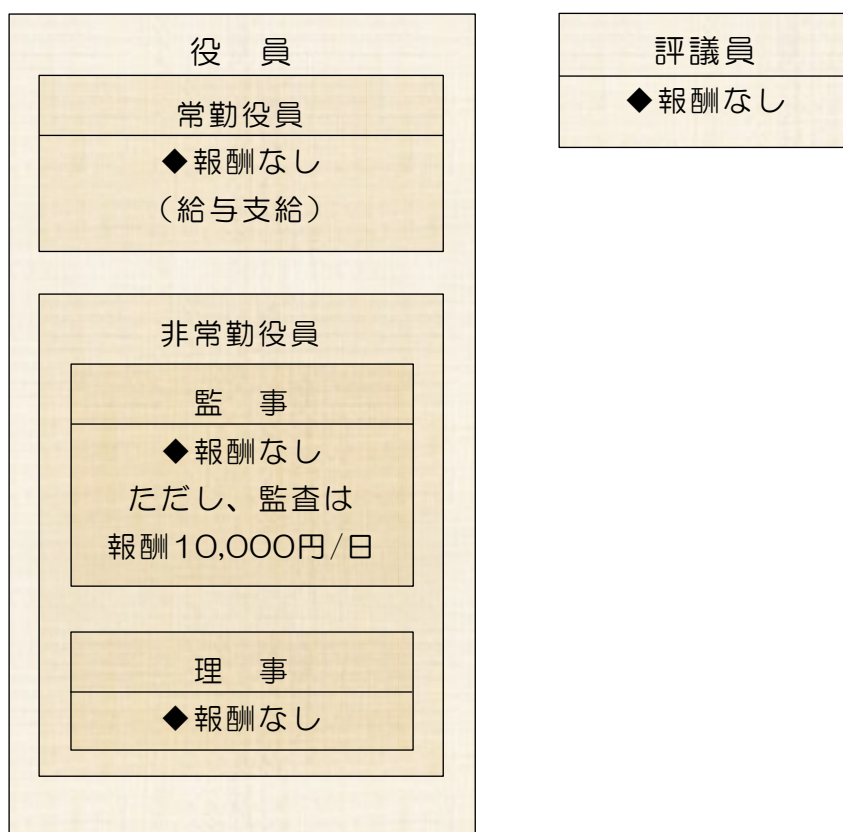
- 1 この規則は、平成29年6月22日から施行し、平成29年7月1日より実施する。
- 2 役員及び評議員の旅費等規則（平成17年3月26日制定）は、廃止する。

別表1

(円)

旅費	実費	
宿泊費	15,000	
日当(1日)	3,000	
その他	実費	
法人内会議	会議等開催場所が施設内の場合 (1会議等につき)	5,000
	施設以外の場合 (1会議等につき)	その都度

(報酬体系)



(費用弁償体系)

